

(参考配布)

## 交通事故被害者(後遺障害を負った方)に対する自立支援サービスについて

新自動車保険「トップラン」思いやり特約(対人事故に関する自立支援保険金担保特約・人身傷害の自立支援保険金担保特約について)

2004年3月18日

あいおい損害保険株式会社(社長 瀬下 明)が、2004年4月1日より発売する新自動車保険「トップラン」の思いやり特約(あいおい損保独自補償)である自立支援サービスについての説明です。

### 1. サービスの趣旨

交通事故の被害者(後遺障害を負った方)に対するケアは保険金を支払って終了ではなく、被害者が後遺障害を受容し、新たな生きがいのある自分らしい生活が送れる(自立)よう、生活全般にわたりサポート(支援)することであると考えます。

新しい特約はそのための保険金をお支払いしますが、障害を負われた直後は虚無状態にあり、引きこもり状態になります。そのような時に 被害者のやる気・生きがい、家族との調整など心理的な問題、年金や手当、医療費の助成など経済的な問題の援助、福祉のサービスなどの社会資源の活用援助など、社会福祉士を中心として、当社の健康・医療・介護ネットワークを含めたサービスを提供し、新たな保険金を有意義に使っていただくという願いを込めたものです。

### 2. サービスの概要

社会福祉士(ソーシャルワーカー)を中心とし、以下のサービスを提供します。

提供対象者：新自動車保険「トップラン」の思いやり特約の保険金支払い対象者

#### 【提供サービス】

メンタルヘルス・カウンセリングご紹介、斡旋

ピア・カウンセリングご紹介、斡旋

障害年金や手当などの制度利用の情報提供、手続き等の援助(社会保険労務士による代行も可能)

医療費の補助や助成についての情報提供

移動やアクセスなどの情報提供

訪問介護事業者・福祉用具関連事業者のご紹介、選択の仕方などの利用者支援  
理学療法士による住宅改修アドバイスと改修事業者のご紹介

福祉車両免許取得のご相談・福祉車両販売店のご紹介

各種講座(パソコン、英会話等)受講斡旋

健康・医療・介護相談

## 【提供地域】

電話、web は全国対応

訪問面談サービスは以下の地域

	項目	利用可能地域
1	社会福祉士の訪問	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、広島県、福岡県、北海道
2	カウンセラーの訪問	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、
3	ピア・カウンセラーの訪問	検見川周辺、市川市周辺、八王子周辺、町田市周辺、小平市周辺、立川市周辺、西宮市周辺
4	PT同行住宅改修アドバイス	青森県、東京都
5	住宅改修工務店紹介	東京都、青森県、岡山県
6	社会保険労務士による福祉関係諸手続き	東京都

## 3. サービスの特徴

交通事故によって後遺障害を負われた方が、障害を受容し自分らしく生活していくために、生活・心・医療・介護などのあらゆるサポートをご利用者様本位で行なうこと。

サポートを行なう中心に国家資格である社会福祉士資格を有したソーシャルワーカーを据え、彼らの本来業務とノウハウ・当社のネットワークを駆使してサービスを提供すること。

施設や事業者のご紹介・アドバイスのみならず、メンタルケアも含めてご利用者様をサポートすること。

## 4. 今後の予定

2004年度は東京・名古屋・大阪を中心とし社会福祉士訪問サービスを展開し、さらにその他の訪問サービスについて前述の提供地域で展開します。2004年度中に社会福祉士が訪問可能地域を七大都市に拡大し、その他の訪問サービスについても順次拡大予定です。

### 特約の概要（トップラン販売ガイドブックより）

交通事故の被害者が、後遺障害を被った場合に、自立し、社会経済活動へ参加していくために必要な職業訓練等の費用・福祉機器等の購入費用を補償します。

### 【お支払いする保険金】

	自立支援保険金	福祉機器等取得費用保険金
支払い対象となる後遺障害	第1級～第7級（別表1）	第1級～第3級
保険金をお支払いする場合	リハビリテーション訓練等（1）を受けた場合	福祉機器等（2）を購入した場合
お支払いする保険金	支払い対象期間（3）中のリハビリテーション訓練等（1）を受けた期間1ヶ月につき、5万円（定額）	支払い対象期間（3）中の福祉機器等（2）の購入費用。ただし300万円限度（実損害額）。

### 1 リハビリテーション訓練等

心身の機能回復訓練、日常生活または社会生活を営むために必要な訓練、職業訓練その他後遺障害を被った方の自立・社会経済活動への参加を促進するために必要または有益と認められるものをいいます。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て取り組んだものに限ります。

- (例) ・後遺障害により事故前の仕事が続けられなくなり、新たな職業につくために職業訓練や資格取得講習を受けた。  
・後遺障害により車椅子が必要となり、余暇活動としてチェアスキーの教室に通った。

### 2 福祉機器等

後遺障害による支障を軽減または補完するための構造・装置を有する機器または用具をいいます。ただし、あらかじめ当会社の承認を得て購入したものに限りします。

- (例) 福祉車両、電動車いす、障害者用パソコン 等

### 3 支払い対象期間

次の または のいずれか早い月からその月を含めて24ヶ月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36ヶ月までの期間に限ります。

最初に取り組んだりハビリテーション訓練等の開始日の属する月

最初に購入した福祉機器等の購入日の属する月

以上